平成２２年（フ）第１７０７号
北海道江別市上江別南町38番地の８
債務者　武下　聖子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１４号
札幌市西区西野７条８丁目７番６号
債務者　佐藤　佑太（旧姓柴藤）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３０号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目２番１―101号
債務者　小嶋　治男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３１号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目２番１―101号
債務者　小嶋　光司
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４１号
札幌市北区篠路６条７丁目１番38―２号
債務者　忠海めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５１号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目４番10号
債務者　辻野　吉則
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５３号
札幌市南区澄川２条４丁目７番17号　リバーハイムＡ―５号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６４号
札幌市白石区北郷４条７丁目４番35号　新幸ハイツ101号
債務者　小島　　祥（旧姓磯崎）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６８号
札幌市東区北23条東４丁目１番14号　マンションオービック105号
債務者　水島　正子（旧姓川波）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７７号
札幌市白石区南郷通２丁目南３番10―112号
債務者　吉村　桜子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９８号
札幌市北区新琴似７条５丁目４番22号　コーポ善友105号
債務者　横島　徹彦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０３号
札幌市中央区北８条西20丁目２番18―213号
債務者　福嶋　英幸
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３１号
北海道北広島市希望ヶ丘４丁目10番地５
債務者　森　　泰子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６０号
札幌市南区川沿５条４丁目１番30号　啓成ハイツ102号
債務者　和泉美也子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４号
群馬県高崎市剣崎町940番地２　松野屋荘１号
債務者　生沼　利子（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６６号
千葉県木更津市高柳3190―４　サニークレスト高柳102号室、住民票上の住所千葉県木更津市本郷１丁目９番30号
債務者　堀越加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１４号
千葉県山武郡大網白里町小中402番地３
債務者　藤澤　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係